

水 質

I 水質環境の現況

1 環境基準と静岡県水質測定計画

本市は、地場産業である紙・パルプ工場から排出される有機物質を含む排水により、河川、海域を汚濁した結果、田子の浦港（以下、「港」という。）内外に汚泥が沈殿し、「ヘドロ問題」が発生しました。こうした問題に対して、昭和 45 年 12 月に公布された水質汚濁防止法（以下、「水濁法」という。）を始めとする法規制が整備され、総合的な防止対策が講じられてきました。現在では、公共用水域の水質は顕著に改善されてきています。

市内唯一の一級河川である富士川については国土交通省、それ以外の河川については本市で監視しています。河川は、富士山湧水群の潤井川水系と富士・愛鷹山系の中小河川群とに大別され、両水系とも港から駿河湾に注いでいます。このほか、工場排水専用排水路（都市下水路）として、岳南排水路が富士宮市から総延長 38.2km にわたり敷設され、港に流入しています。

本市では、主要河川・岳南排水路における水質の状況を把握するために、水濁法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による「静岡県水質測定計画」に基づいて、環境基準地点、補助地点、その他地点を定期測定地点として調査しています。（表-1）（図-1）

水質汚濁に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

- ・人の健康の保護に関する環境基準（以下、「健康項目」という。）（表-2）
- ・地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下、「地下水項目」という。）（表-3）
- ・生活環境の保全に関する環境基準（以下、「生活環境項目」という。）（表-4・5・6）

健康項目、地下水項目は、すべての公共用水域に一律に適用され、生活環境項目は、河川・湖沼・海域ごとに利水目的を考慮して、段階的に水域類型の基準値が設けられています。潤井川は「A」類型、沼川の類型は、「B」類型に指定されています。

さらに、公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する視点から、水生生物の保全に係る環境基準が以下のとおり定められており、潤井川において「生物 A」、沼川において「生物 B」類型に指定されています（平成 25 年 1 月 15 日静岡県告示第 23 号）。（表-7・8・9）

- ・亜鉛（水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成 15 年環境省告示第 123 号））
- ・ノニルフェノール（平成 24 年 8 月環境省告示第 127 号）
- ・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸（LAS）及びその塩（平成 25 年 3 月環境省告示第 30 号）

なお、平成 13 年 4 月 1 日より、従来県が行っていた河川、海域等の水質調査については、本市が行っています。

図-1 環境監視測定地点

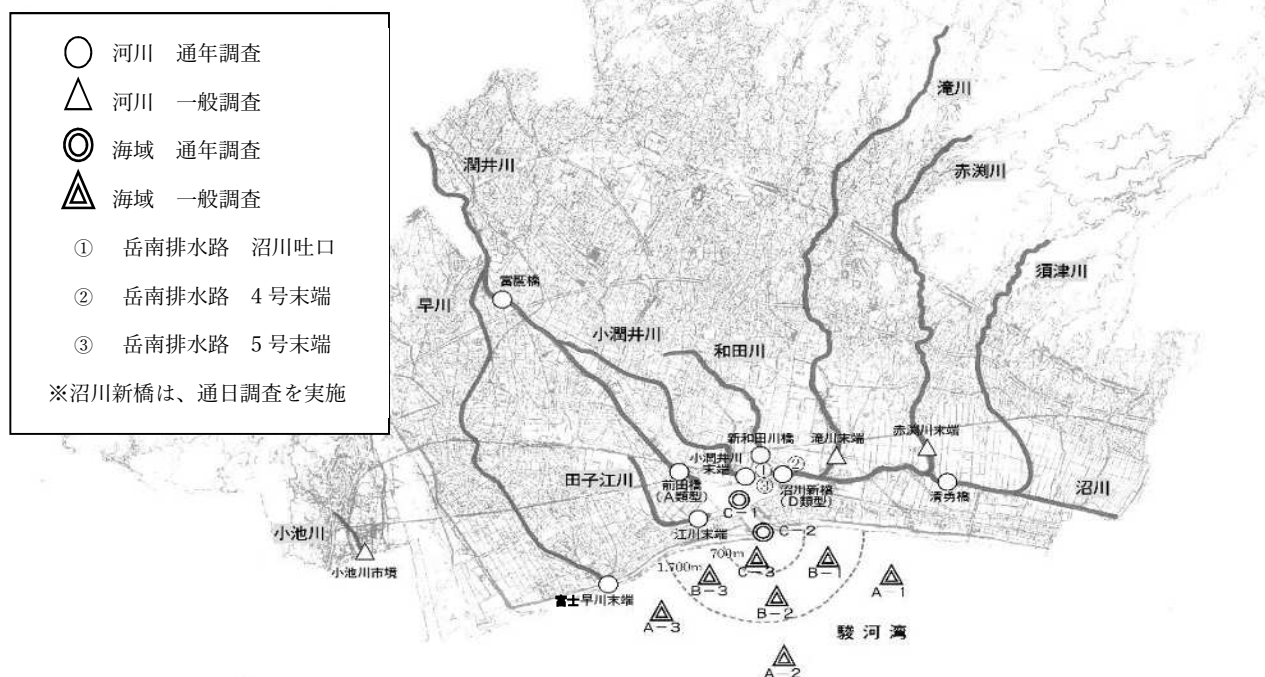


表-1 定期測定地点

静岡県水質測定計画	環境基準地点	河川	「A」「生物A」 潤井川（前田橋※） 「B」「生物B」 沼 川（沼川新橋）
		海域	「A」 A-1、A-2、A-3 「B」 B-1、B-2、B-3 「C」 C-1、C-2、C-3
	補助地点	河川	「A」に準ずる 潤井川（富鷹橋） 「D」に準ずる 沼 川（清勇橋）
	その他地点	河川等	和田川末端（新和田川橋） 岳南排水路4号末端 田子江川末端 富士早川末端 岳南排水路5号末端 小潤井川末端 岳南排水路沼川吐口
	市独自地点	河川	赤渕川末端 滝川末端 小池川（市境）

通年調査：静岡県水質測定計画の11地点は月1回実施。（市独自地点は年4回実施）

通目調査：年1回、沼川（沼川新橋）において2時間毎に24時間実施

※平成20年度から田子の浦橋の架け替え工事のため、上流部の前田橋に変更

表-2 人の健康の保護に関する環境基準

[平成 26 年 11 月 17 日 環境省告示第 126 号]

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒 素	0.01mg/L 以下	チ ラ ウ ム	0.006mg/L 以下
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セ レ ン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふ っ 素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほ う 素	1mg/L 以下
トリス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

表-3 地下水の水質汚濁に関する環境基準
〔平成 26 年 11 月 17 日 環境省告示第 127 号〕

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒 素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	チ ラ ウ ム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セ レ ン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふ つ 素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほ う 素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

表-4 生活環境の保全に関する環境基準（河川）〔昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号〕

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	0,020CFU /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	0,300CFU /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25mg/以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100mg/以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2 mg/L 以上	-

※CFU : Colony Forming Unit (コロニー形成単位)

表-5 生活環境の保全に関する環境基準（海域）〔昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号〕

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	0,300CFU /100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－	－

※CFU: Colony Forming Unit (コロニー形成単位)

表-6 生活環境の保全に関する環境基準（海域）〔昭和 46 年 12 月 28 日 環境省告示第 59 号〕

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/L 以下)	全燐 (mg/L 以下)
I	自然環境及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2	0.02
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3	0.03
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6	0.05
Ⅳ	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1	0.09

注) 水域の類型は、今後の審議及び調査等により検討し、都道府県知事が類型指定を行うこととなる。

表-7 水生生物の保全に係る環境基準（河川）〔平成 25 年 3 月 27 日 環境省告示第 30 号〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L 以下)	ノニフェノール (mg/L 以下)	LAS※及びその塩 (mg/L 以下)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.001	0.03
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.0006	0.02
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.002	0.05
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.002	0.04

※直鎖アルキルベンゼンスルホン酸

表-8 水生生物の保全に係る環境基準（海域）〔平成 25 年 3 月 27 日 環境省告示第 30 号〕

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		
		全亜鉛 (mg/L 以下)	ノニフェノール (mg/L 以下)	LAS※及びその塩 (mg/L 以下)
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02	0.001	0.01
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01	0.0007	0.006

注) 水域の類型は、今後の審議及び調査等により検討し、都道府県知事が類型指定を行うこととなる。 ※直鎖アルキルベンゼンスルホン酸

表-9 底層溶存酸素量の水域類型及び基準値（海域）〔平成 28 年 3 月 30 日 環境省告示第 37 号〕

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (mg/L 以上)
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0

注) 水域の類型は、今後の審議及び調査等により検討し、都道府県知事が類型指定を行うこととなる。

2 測定結果

環境基準は、健康項目としてカドミウム、シアン等 27 項目、生活環境項目として BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）等が設定されており、測定地点として環境基準地点が指定されています。本市における環境基準地点は、河川では潤井川の前田橋、沼川の沼川新橋の 2 地点、海域では 3 水域が昭和 46 年 5 月に指定されています。その他の河川・海域の環境基準の類型は未指定です。令和 6 年度の河川及び海域の環境基準の達成状況、その他の河川・岳南排水路の状況は以下のとおりです。（表-10・資料編Ⅳ-1～4）

（1） 環境基準の達成状況

① 「健康項目に関する環境基準」の達成状況

河川は、PCB、アルキル水銀化合物を除く 25 項目、海域は、ふっ素、ほう素、アルキル水銀化合物を除く 24 項目について水質調査を実施し、全ての環境基準を達成していました。

② 「生活環境項目に関する環境基準」の達成状況

pH、DO、SS、大腸菌数、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS 及びその塩は達成回数を調査回数で割った値で評価しています。BOD、COD は 75% 値（年間の全てのデータを低い順に並べて、全体の 75% 目の値が環境基準を達成しているか否かで評価するもの）で評価しています。環境基準地点及び補助地点（富鷹橋、清勇橋）、海域における達成状況は、以下のとおりです。なお、ア～キの表中の「－」は、環境基準が設定されていません。

ア． pH（水素イオン濃度）

採水場所	富鷹橋	前田橋	清勇橋	沼川新橋	A 水域	B 水域	C 水域
達成状況	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

pH は河川では年 12 回、海域では、A 海域、B 海域、C-3 地点は年 24 回、C-1、C-2 地点は年 36 回調査しており、すべての地点で環境基準値以内でした。

イ． DO（溶存酸素量）

採水場所	富鷹橋	前田橋	清勇橋	沼川新橋	A 水域	B 水域	C 水域
達成状況	100%	100%	100%	100%	50%	100%	100%

DO は河川では年 12 回、海域では A 海域、B 海域、C-3 地点は年 24 回、C-1、C-2 地点は年 36 回調査しています。A 海域 3 地点で計 36 回環境基準（7.5mg/L 以上）を下回りました（測定値 6.4～9.4mg/L）。A～C 海域の数値にはほとんど差がないことから、港湾内の水質が A 海域まで影響していることも一つの要因として考えられます。

ウ． BOD（生物化学的酸素要求量）75% 値

採水場所	富鷹橋	前田橋	清勇橋	沼川新橋	A 水域	B 水域	C 水域
達成状況	100%	100%	100%	100%	－	－	－

BOD は各地点で年 12 回調査を行っており、すべての地点で環境基準値以内でした。

エ. COD（化学的酸素要求量）75%値

採水場所	富鷹橋	前田橋	清勇橋	沼川新橋	A水域	B水域	C水域
達成状況	—	—	—	—	33%	66%	100%

CODは各海域の3地点のうち、C海域のC-1、C-2地点では年12回、その他の地点では年8回調査を行っています。A-2、A-3地点で環境基準（2mg/L以下）を超過（測定値2.1mg/L）し、B-1地点で環境基準（3mg/L以下）を超過（測定値3.1mg/L）しました。

オ. SS（浮遊物質）

採水場所	富鷹橋	前田橋	清勇橋	沼川新橋	A水域	B水域	C水域
達成状況	100%	100%	100%	100%	—	—	—

SSは各地点年12回の調査を行っており、すべての地点で環境基準値以内でした。

カ. 大腸菌数

採水場所	富鷹橋	前田橋	清勇橋	沼川新橋	A水域	B水域	C水域
達成状況	100%	100%	—	—	—	—	—

令和4年度より、調査項目が大腸菌群数から大腸菌数に変更となり、調査回数も年2回から年4回に変更となりました。
調査の結果は、すべての地点で環境基準値以内でした。

キ. 全亜鉛、ノニルフェノール、LAS及びその塩

採水場所	富鷹橋	前田橋	清勇橋	沼川新橋	A水域	B水域	C水域
達成状況	100%	100%	100%	100%	—	—	—

全亜鉛、ノニルフェノール、LAS及びその塩は各地点年2回の調査を行っており、すべての地点で環境基準値以内でした。

表-10-1 生活環境の保全に関する項目に係る環境監視測定結果（河川等）

採水場所	流量 千m ³ /日 平均値	pH	DO		BOD（河川）、COD（岳排）				全亜鉛 mg/L 平均値
			mg/L	mg/L 平均値	mg/L	mg/L 平均値	負荷量 t/日	75%値	
潤井川（富鷹橋）	1042	7.8～8.0	8.2～11	10	0.7～2.0	1.4	1.5	1.7	0.013
潤井川（前田橋）	862	7.8～8.2	7.8～11	10	0.7～1.8	1.2	1.0	1.4	0.006
沼川（清勇橋）	670	7.1～7.3	5.2～8.6	6.7	<0.5～3.5	2.1	1.4	2.4	0.012
沼川（沼川新橋）	1,916	6.6～7.5	5.5～9.4	7.6	0.8～2.5	1.4	3.4	1.5	0.011
和田川（新和田川橋）	106	7.4～7.9	9.4～11	10	<0.5～2.2	1.1	0.1	1.4	—
田子江川末端	69	7.4～8.0	6.9～10	9.1	<0.5～2.0	1.2	0.1	1.7	—
小潤井川末端	103	7.2～7.7	6.6～10	8.0	0.9～10	4.3	0.4	4.8	—
富士早川末端	20	7.3～7.8	6.4～9.2	8.0	0.5～5.4	2.3	0.0	2.9	—
岳南排水路沼川吐口	363	7.0～7.2	4.0～7.6	5.5	26～42	38	13.8	40	—
岳南排水路4号末端	37	6.9～7.3	2.3～9.0	5.0	15～26	21	0.8	23	—
岳南排水路5号末端	216	7.0～7.2	3.6～6.7	5.3	15～38	28	6.0	31	—

採水場所	S S			全窒素 mg/L 平均値	全磷 mg/L 平均値	大腸菌数 MPN/100mL	ノニルフ エノール mg/L 平均値	LAS 及び その塩 mg/L 平均値
	mg/L	mg/L 平均値	負荷量 t/日					
潤井川（富鷹橋）	<1～5	2	2.1	—	—	203	<0.00006	<0.0006
潤井川（前田橋）	<1～4	2	1.7	1.8	0.11	95	<0.00006	<0.0006
沼川（清勇橋）	1～19	8	5.4	—	—	393	<0.00006	0.0012
沼川（沼川新橋）	<1～11	4.8	9.2	3.8	0.15	94	<0.00006	0.0013
和田川（新和田川橋）	<1～5	2	0.2	2.4	0.11			
田子江川末端	1～8	3	0.2	1.6	0.13			
小潤井川末端	2～24	7	0.7	1.8	0.35			
富士早川末端	1～17	7	0.1	2.8	0.30			
岳南排水路沼川吐口	17～37	24	8.7	3.2	0.14			
岳南排水路4号末端	6～22	11	0.4	2.1	0.09			
岳南排水路5号末端	14～39	20	4.3	4.2	0.15			

（沼川新橋は通日調査の値を含む。）

表-10-2 生活環境の保全に関する項目に関する項目に係る環境監視測定結果（海域）

採水場所	p H	D O		C O D			全亜鉛 mg/L 平均値	S S	
		mg/L	mg/L 平均値	mg/L	mg/L 平均値	75%値		mg/L	mg/L 平均値
A－1	8.0～8.2	6.8～8.8	7.6	1.2～3.1	1.9	1.9	<0.001	<1～9	3
A－2	8.0～8.3	6.6～8.9	7.6	1.2～3.3	2.0	2.1	<0.001	<1～3	2
A－3	8.0～8.2	6.5～8.8	7.5	1.0～2.9	1.9	2.1	<0.001	<1～4	2
B－1	7.9～8.2	6.7～8.5	7.6	2.0～4.7	2.9	3.1	0.002	<1～5	3
B－2	8.0～8.3	6.7～8.7	7.6	1.4～4.4	2.4	2.6	<0.001	<1～3	2
B－3	8.0～8.3	6.6～8.8	7.5	1.1～4.6	2.3	2.7	<0.001	<1～4	2
C－1	7.8～8.1	6.4～8.4	7.4	1.6～4.9	3.6	4.5	0.001	1～7	3
C－2	7.8～8.2	5.8～8.4	7.3	2.3～5.3	3.8	4.5	0.002	1～8	3
C－3	8.0～8.3	6.6～8.5	7.5	1.3～4.6	2.6	2.8	0.002	1～3	2

(2) 河川・海域等の経年変化

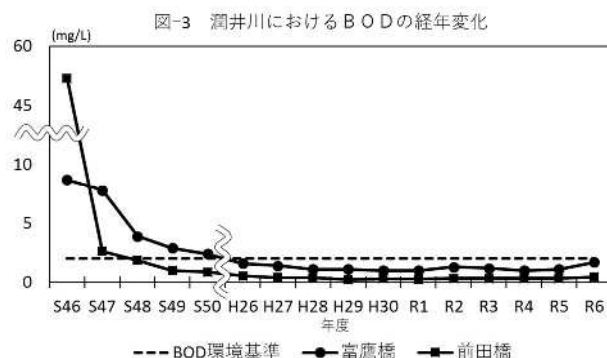
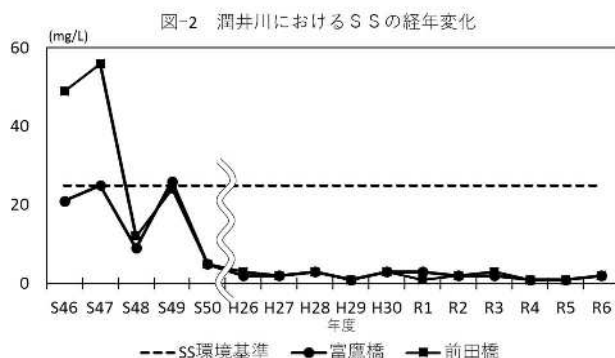
① 環境基準地点及び補助地点

ア. 潤井川

潤井川は、富士山大沢崩れより流下する地表水に源を発し、富士宮市を貫流して、港に流入する延長約 26km の一級河川です。河川水は、鷹岡伝法用水、上堀、中堀、下堀等に農業用水として取水され、利水上重要な河川です。

補助地点である富鷹橋においては、昭和 50 年度に河川水質の代表的指標である BOD が環境基準を達成し、以後良好な水質を保っています。令和 6 年度の環境調査でも、BOD の平均値は 1.4mg/L (75% 値 : 1.7mg/L) と良好です。

また、環境基準地点の前田橋における環境基準は、昭和 58 年度に河川 E 類型から河川 B 類型 (BOD : 3mg/L) へ、平成 18 年度にはより厳しい河川 A 類型 (BOD : 2mg/L) へ変更されました。令和 6 年度の BOD の平均値は 1.2mg/L (75% 値 : 1.4mg/L) と良好な水質が保たれ、その他の項目についても A 類型の環境基準を達成しています。

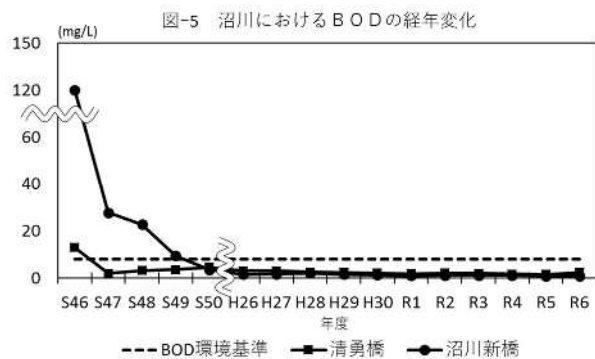
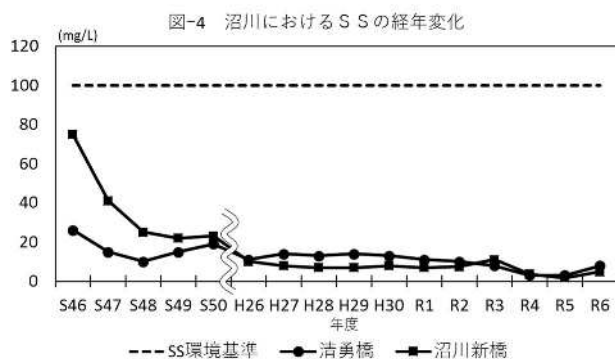


イ. 沼川

沼川は沼津市の駒瀬川に源を発し、沼川分水点にて東西に分流する延長 14.1km の一級河川で、末端より 0.8km 地点で滝川が、さらに 3km 上流で赤渕川が合流しています。本河川は河床勾配が 1/500 と低く、潮位の影響を受ける感潮河川です。流れは緩く、末端付近では海水や岳南排水路の工場排水が逆流するため、潮位により水質が大きく変動するのが特徴です。

補助地点である清勇橋について、令和 6 年度の BOD 平均値は 2.1mg/L (75% 値 : 2.4mg/L) でした。

環境基準地点の沼川新橋においては、岳南排水路の整備により、昭和 49 年度までに大幅に水質は改善されています。環境基準は、平成 11 年 4 月 1 日に河川 E 類型(BOD10mg/L 以下)から河川 D 類型(BOD8mg/L 以下)へ、さらに、令和 6 年 4 月 1 日に河川 B 類型(BOD 3mg/L 以下)へ変更されましたが、昭和 50 年度以降は環境基準を達成しています。令和 6 年度も BOD の平均値は 1.4mg/L(75%値:1.5mg/L)で、その他の項目とともに環境基準を達成しています。



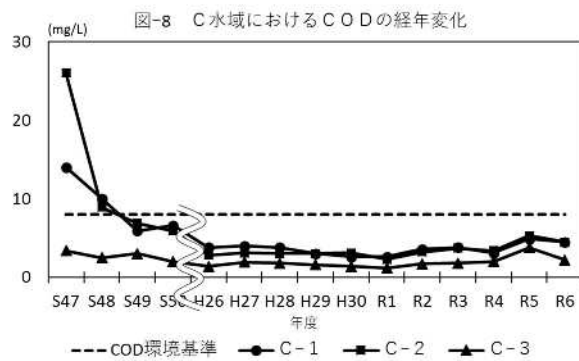
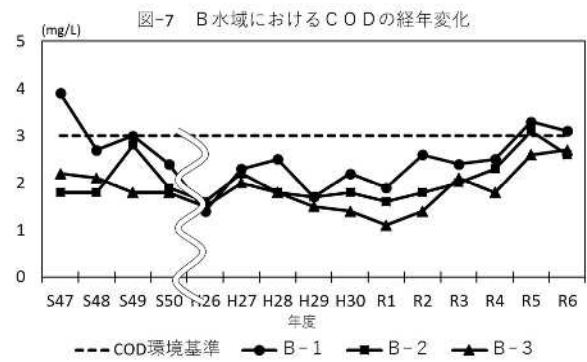
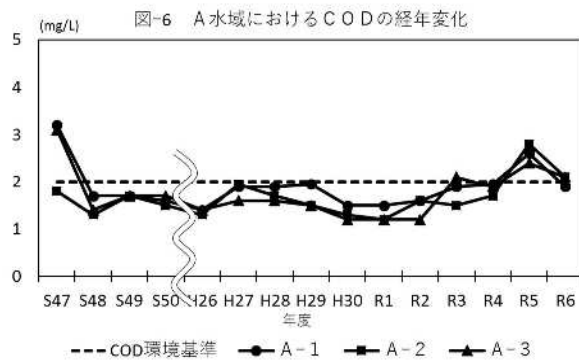
ウ．海域

港内外の海域は、昭和 46 年 5 月 25 日に環境基準が設定され、港から 700m 以内の海域を C 水域、700～1,700m の海域を B 水域、これを除く海域を A 水域として各類型が指定されています。水質測定地点は A、B、C 水域で各 3 箇所、計 9 箇所が設定され、うち C-1、C-2 地点で年 12 回、その他の地点で年 8 回調査が実施されています。

海域の汚濁指標である COD の 75% 値による環境基準評価は、C 水域(環境基準 8mg/L 以下)においては、昭和 56 年以降達成しています。

B 水域(環境基準 3mg/L 以下)は、昭和 55 年度以降環境基準を達成してきましたが、令和 5 年度は B-1 地点、B-2 地点で達成できず、令和 6 年度は B-1 地点で達成できませんでした。

A 水域(環境基準 2mg/L 以下)は、昭和 55 年度以降環境基準を達成してきましたが、令和 3 年度については、A-3 地点で、令和 5 年度は全ての地点で、令和 6 年度は A-2、A-3 地点で達成できませんでした。主に水温の高い夏季に基準を達成できませんでしたが、近隣の海域でも夏季には COD が高い傾向がありました。次年度以降も、当市や周辺海域等の結果を注視していきます。



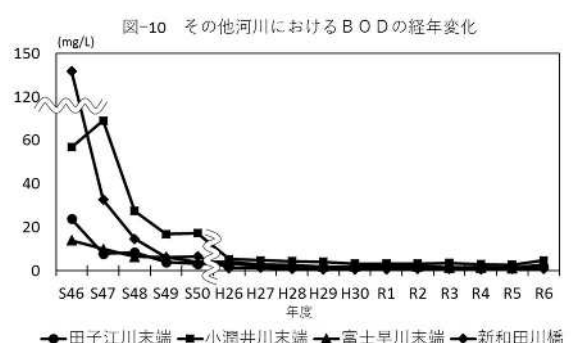
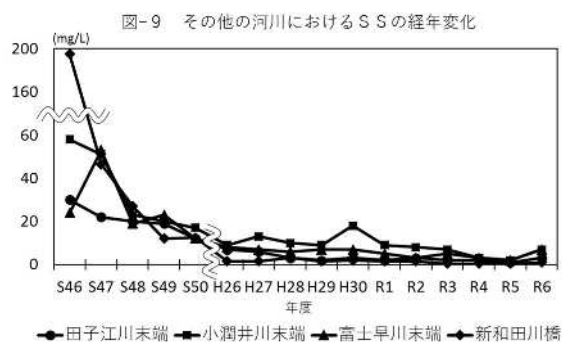
② その他の河川

ア. 和田川（新和田川橋）

昭和 46 年度当時は工場からの排水により、市内でも特に汚濁が著しかった和田川も、法規制及び岳南排水路、下水道の整備により昭和 49 年度までに大幅な改善がみられました。令和 6 年度の BOD 平均値は 1.1mg/L(75%値：1.4mg/L)と A 類型に相当する水質です。また、本河川は潮位の影響を受ける感潮河川であるため、海水の影響を若干受けています。

イ. 田子江川末端

流量の約 20%を工場排水が占める特殊な河川ですが、工場排水の水質が良好なため、令和 6 年度の BOD 平均値は、1.2mg/L(75%値：1.7mg/L)と A 類型に相当する水質です。



ウ. 小潤井川末端

小潤井川は潤井川の支流であり、農業用排水路として整備された河川です。末端付近では河川流量の約 30%を占めている工場排水が流入していますが、令和 6 年度の BOD 平均値は 4.3mg/L(75%値：4.8mg/L)であり、C 類型に相当する水質です。

エ. 富士早川末端

港の西側約 3 km 地点に位置し、末端から約 50m 上流で下堀と合流し、駿河湾に注ぐ潮位の影響を受ける感潮河川です。末端付近で製紙工場、化学工場等の排水の流入があります。令和 6 年度の B O D 平均値は 2.3mg/L(75%値：2.9mg/L)と B 類型に相当する水質です。

オ. 岳南排水路

岳南排水路は、工場排水と農業用水を完全に分離し、工場排水が耕地に流入しないようにするため、昭和 26 年以来整備されてきた工場排水専用の都市下水路です。令和 7 年 3 月末現在、富士市・富士宮市の 86 接続事業場のうち、稼働している 77 事業場の排水が 2 箇所の吐口から港へ流入しています。

岳南排水路管理組合では本排水路使用工場に流量計の設置を義務付け、排水量に応じて使用料を徴収しています。また、(一社)富士環境保全協会により、各管路には濁度計が設置され、排水の監視が行われています。さらに、市が岳南排水路からの汚濁水が港の水質・底質に及ぼす影響を把握するため、沼川吐口及び 4、5 号末端の 3 箇所で水質調査を実施しています。

沼川吐口については、昭和 46 年当時 S S、C O D とも非常に負荷量が高い状態でしたが、昭和 52 年 1 月 1 日から改定された S S の上乘せ排水基準等、各排水基準の強化と指導により、大幅に水質は改善され、現在に至っています。

図-11 岳南排水路における S S の経年変化

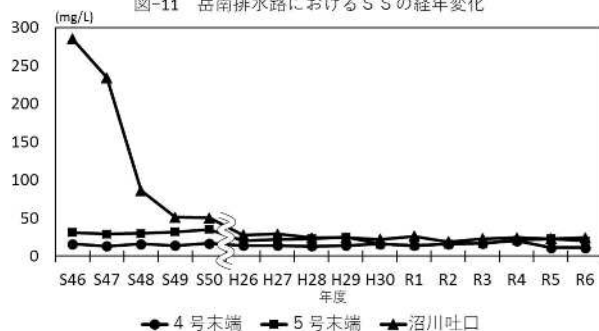
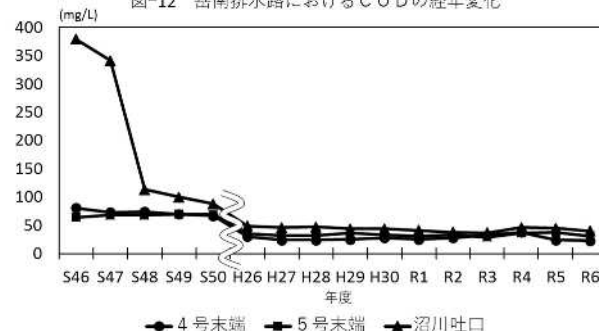


図-12 岳南排水路における C O D の経年変化



(3) 静岡県水質測定計画に基づかない測定

環境基準は設定されていませんが、人の健康の保護に関連する物質として要監視項目 32 項目についての調査を実施しました。(資料編Ⅳ-5)